

第十六子出生より第十七子出生までの平均期間 三〇・〇〇月

備考

全體に於て第十七子まで示されてあるに拘らず、多種の職業別には第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住僱給生活者又は、農村在住賃銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることが判る。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各個の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般僱給生活者の二五・五九月が最も短かく、之に置いて富有階級の二六・六四月、カド階級の二七・四〇月が短かい。之に反して、一般賃銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に置いて一般中小商工業主の二九・六六月が長い。

判任官以下官廳職員に對する臨時家族手當給與の決定

判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又は職工に對する臨時家族手當給與は昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當給與の勅令
勅令第五百二十五號
判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニ

對シ當分ノ内月額拾圓以内ノ臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル手當ノ給與ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

近衛内閣基本國策要綱の發表

昭和十五年七月二十二日成立した第二次近衛内閣は八月一日定例閣議に於て基本國策要綱を決定、總理談を以て新聞紙を通じて發表したが、人口政策的見地も亦その重要な一綱目として採り上げられてゐる。その全文を掲ぐれば次の如くである。

基本國策要綱

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在りこれがため皇國自ら速に新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す

二、國防及外交

内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的にして且つ彈力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す

三、國內態勢の刷新

内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す

1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す

2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る

(イ) 官民協力一致各其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會翼贊體制の確立

(ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す

(イ) 日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經